

～災害時に、二次災害を生まない安全安心なエリアを目指して～

新大阪駅周辺地区 エリア防災計画 (帰宅困難者対策計画)

平成 31 年 3 月
(令和 6 年 3 月改訂)

新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会

目次

はじめに	1
1 新大阪駅周辺地区について	2
1-1 地区の範囲	2
1-2 災害想定	2
1-3 地区の現況	5
2 対応の対象と基本方針	6
3 行動・役割の全体の流れ	7
3-1 各場面における対応方針と必要な対策	9
3-2 それぞれの役割	10
4 段階ごとの対応と役割分担	12
4-1 段階 1	12
4-2 段階2	13
4-3 段階3	16
4-4 段階4	18
5 平常時からの取組について	19
5-1 情報提供拠点の確保	19
5-2 一時滞在スペースの確保	20
5-3 備蓄品と保管場所の確保	21
5-4 協議会の平常時の取組	22
5-5 各事業所等における平常時の備え	26

■ はじめに

【帰宅困難者とは】

○本計画では、地震の発生等により公共交通機関が運行を停止することによって、地区外から来訪しており徒歩帰宅できず、また所属する事業所や学校等もなく行き場のない人を帰宅困難者といいます。

【なぜ帰宅困難者対策が必要か】

○平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災の時、首都圏では、公共交通機関が停止したことによって、徒歩で帰宅しようとする人たちが路上は溢れ、また代替交通手段に人が殺到し、ひどい交通渋滞が発生するなど、大きな混乱が起きました。その結果、救急車・パトカーなどの緊急車両の通行が妨げられる問題が生じました。

○同様の問題が生じないように、一斉に帰宅を始めないようにする“自助”の対応が基本として求められるとともに、屋外に滞留する「行き場のない人（帰宅困難者）」への“共助”の対応が求められています。本計画は、災害時に備え、その対策の考え方をまとめるものです。

【地区の特性と課題】

○新大阪駅は、大阪市の主要ターミナル駅（まちの玄関口）のひとつであり、日常的に用件の異なる多数の駅利用客がいます。また、観光客等の遠方からの利用客も多くなっています。

○オフィス、ホテル、商業施設等が集積しているエリアであるため、災害時に一斉帰宅による混乱が生じないよう、安全な場所から「むやみに移動しない」ことの徹底が大切です。

新大阪駅周辺地区における帰宅困難者対策の基本的考え方

○平常時からの取組・備えで、発災時の混乱を抑止する。

○発災時（直後）は、「自助」「共助」の精神で行動する。

○一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まない。

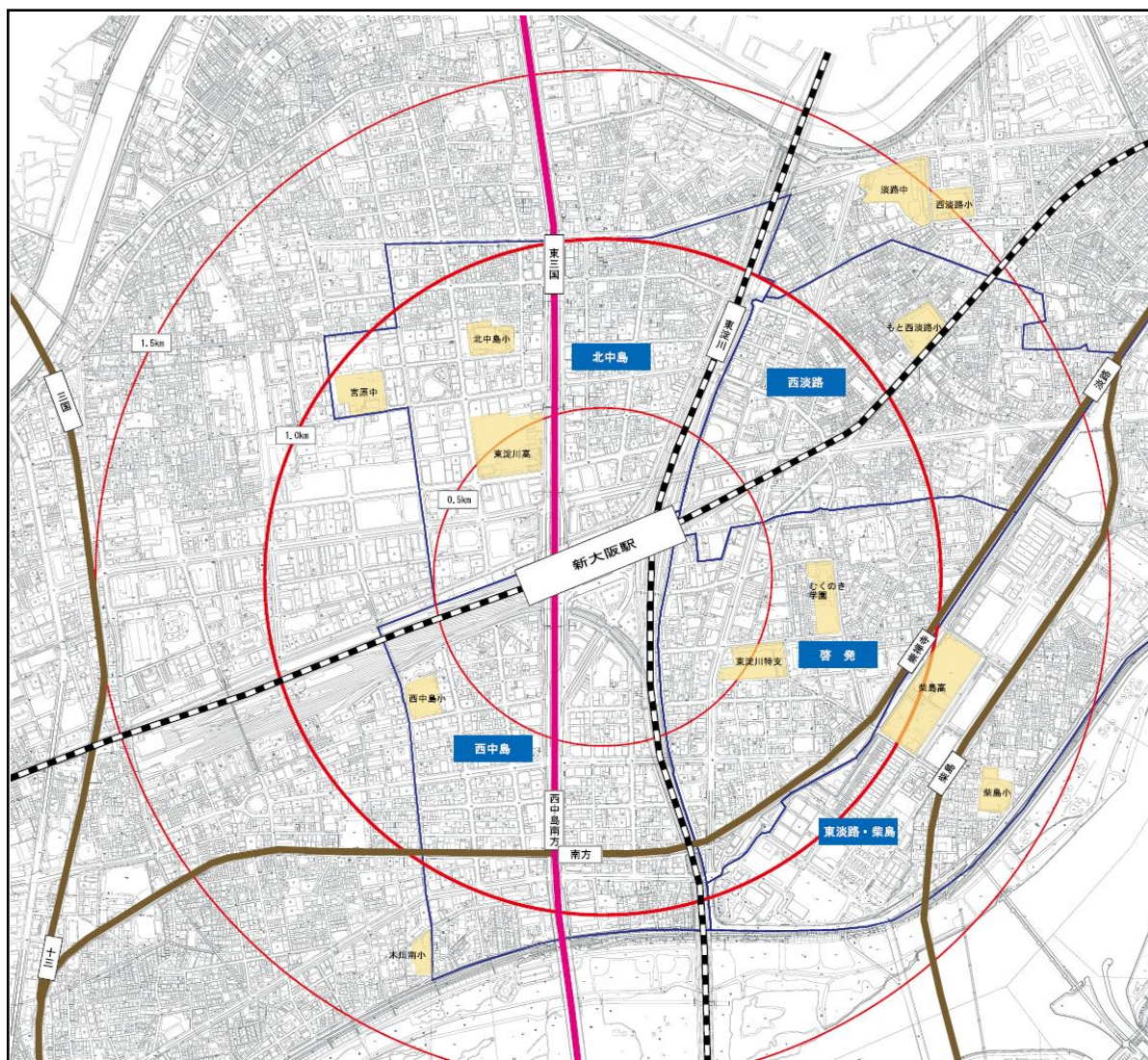
■用語の定義

情報提供拠点	屋外滞留者等を一時的に待避させ、区災害対策本部等から入手した情報を情報提供する施設。
一時滞在スペース	帰宅が可能になるまで、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。
現地本部	地区の状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集を行うための現地拠点。

1 新大阪駅周辺地区について

1-1 地区の範囲

本計画が対象とする地区は、概ね下図のとおりです。



1-2 災害想定

新大阪駅周辺地区で想定される地震は、次のとおりです。

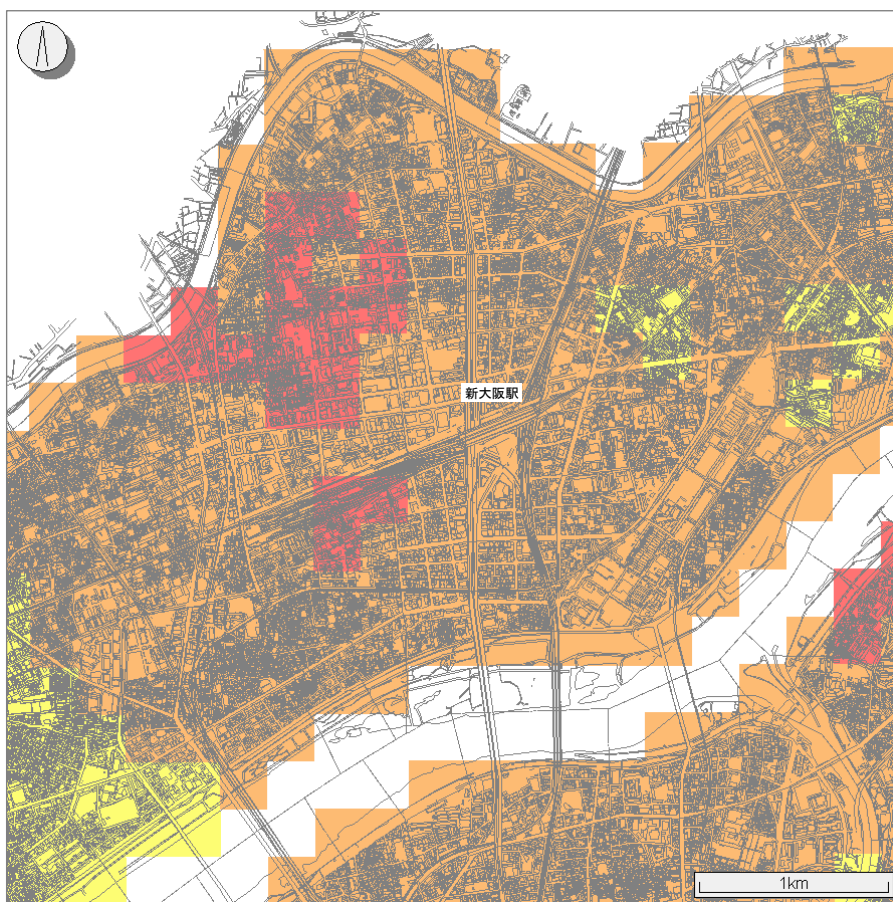
想定される地震	概要
上町断層帯地震	震度 6 強
南海トラフ巨大地震	震度 6 弱 津波浸水深 最大 2m

* 最短で 2 時間で津波の第一波が大阪市西淀川区に到達すると想定されています。

震度分布図

◆上町断層帯地震の場合

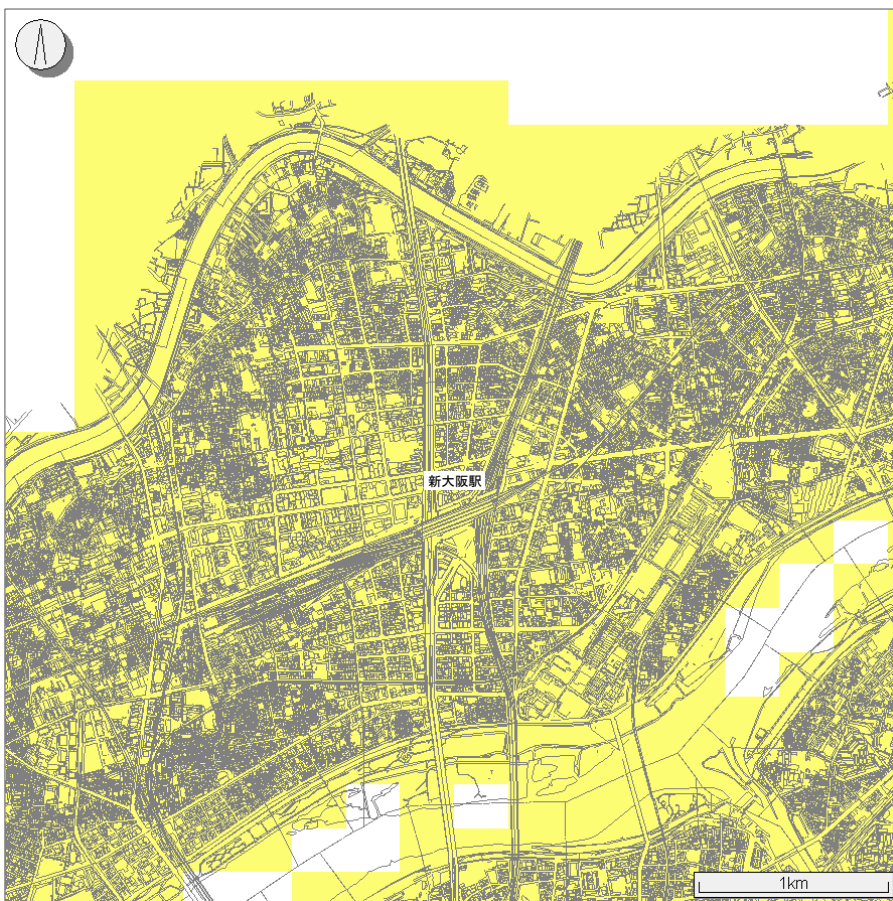
震度分布 予測図	震度4以下	青
	震度5弱	黄
	震度5強	緑
	震度6弱	黄緑
	震度6強	赤
	震度7	黒



(出典／マップナビおおさか)

◆南海トラフ巨大地震の場合

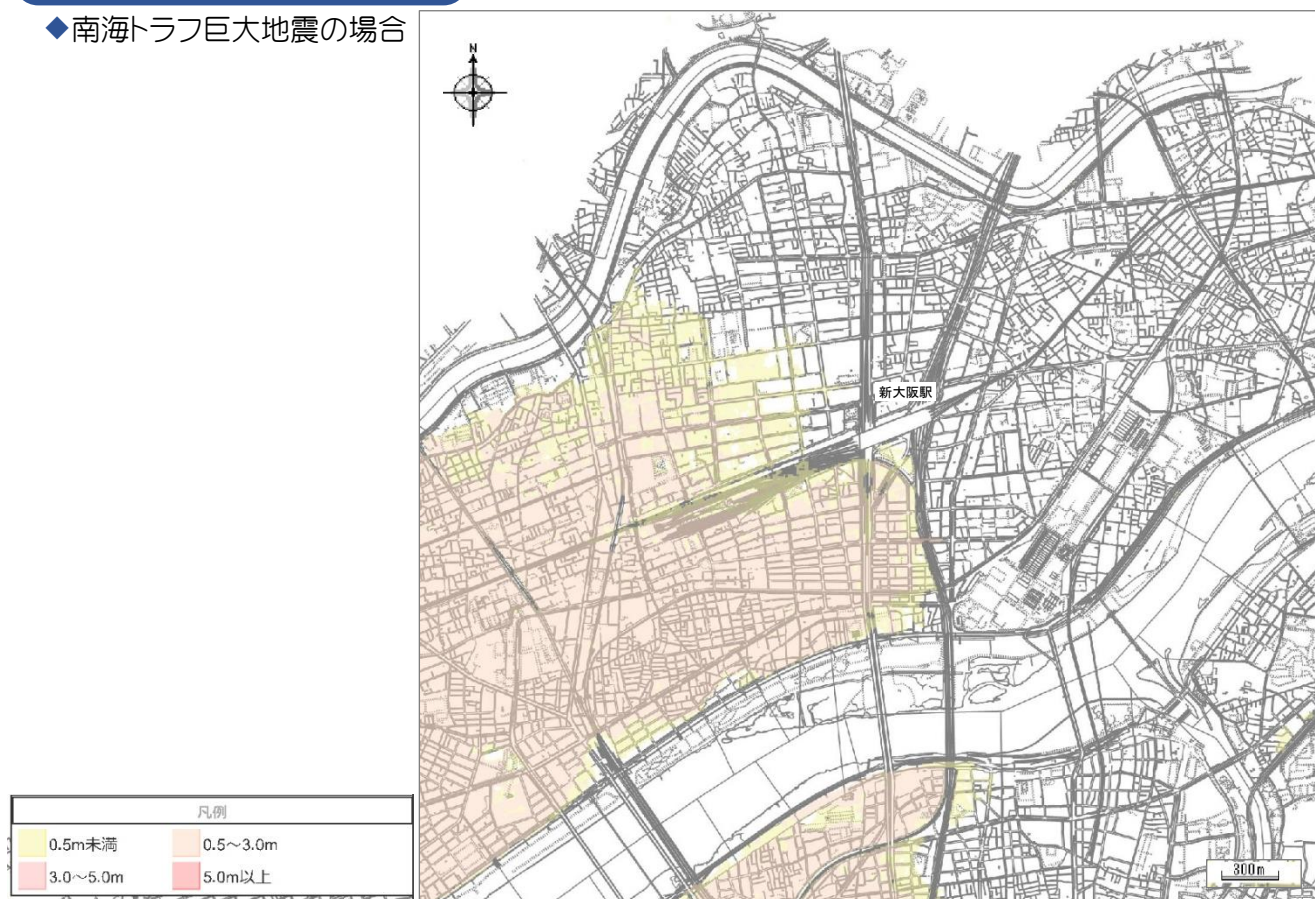
震度分布 予測図	震度4以下	青
	震度5弱	黄
	震度5強	緑
	震度6弱	黄緑
	震度6強	赤
	震度7	黒



(出典／マップナビおおさか)

新大阪駅周辺の津波浸水想定

◆南海トラフ巨大地震の場合



(出典／マップナビおおさか)

1-3 地区の現況

淀川区・東淀川区の人口

		淀川区	東淀川区
人 口		176,201 人 (183,444 人※)	175,530 人 (177,120 人※)
世帯数		94,460 世帯 (104,193 世帯※)	92,536 世帯 (99,699 世帯※)
昼間人口	総 数	228,116 人 〔流出〕 42,483 人 〔流入〕 94,398 人	170,474 人 〔流出〕 44,266 人 〔流入〕 39,210 人
	うち就業者	125,713 人 〔流出〕 38,422 人 〔流入〕 88,015 人	62,353 人 〔流出〕 39,602 人 〔流入〕 30,219 人
	うち通学者	17,418 人 〔流出〕 4,061 人 〔流入〕 6,383 人	21,082 人 〔流出〕 4,664 人 〔流入〕 8,991 人

〔出典／平成 27 年国勢調査〕
※令和 2 年国勢調査

新大阪駅周辺の緊急交通路



(出典／マップナビおおさか)

2

対応の対象と基本方針

新大阪駅周辺地区では、次の考え方に基づいて、帰宅困難者への対策を進めます。

①事業所等での従業員等への対応を進めます。

＊事業所等で「一斉帰宅の抑制」を徹底することで、新大阪駅周辺が混乱し二次災害等が発生しないように努めます。

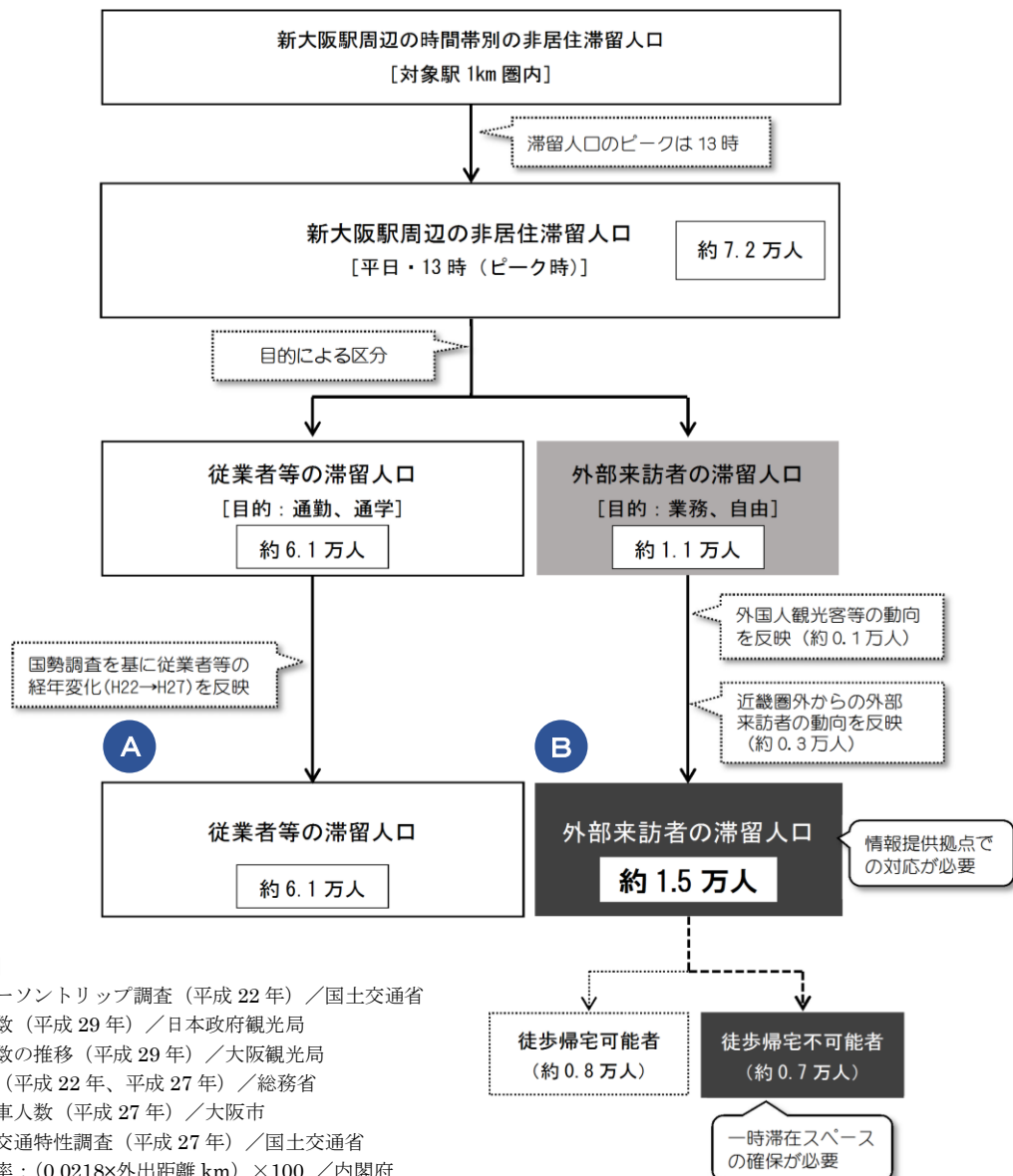
→[想定される滞留者数は、下図の A：約 6.1 万人]

②協力して可能な範囲で外部滞留者等への支援を進めます。

＊①の従業員等への対応を行った上で、可能な範囲で支援を進めます。事業所等周辺の屋外滞留者への情報提供など、情報提供拠点、一時滞在スペースなどの開設状況をふまえて連携しながらの支援などを進めます。

→[想定される滞留者数は、下図の B：約 1.5 万人]

【滞留者数の想定】

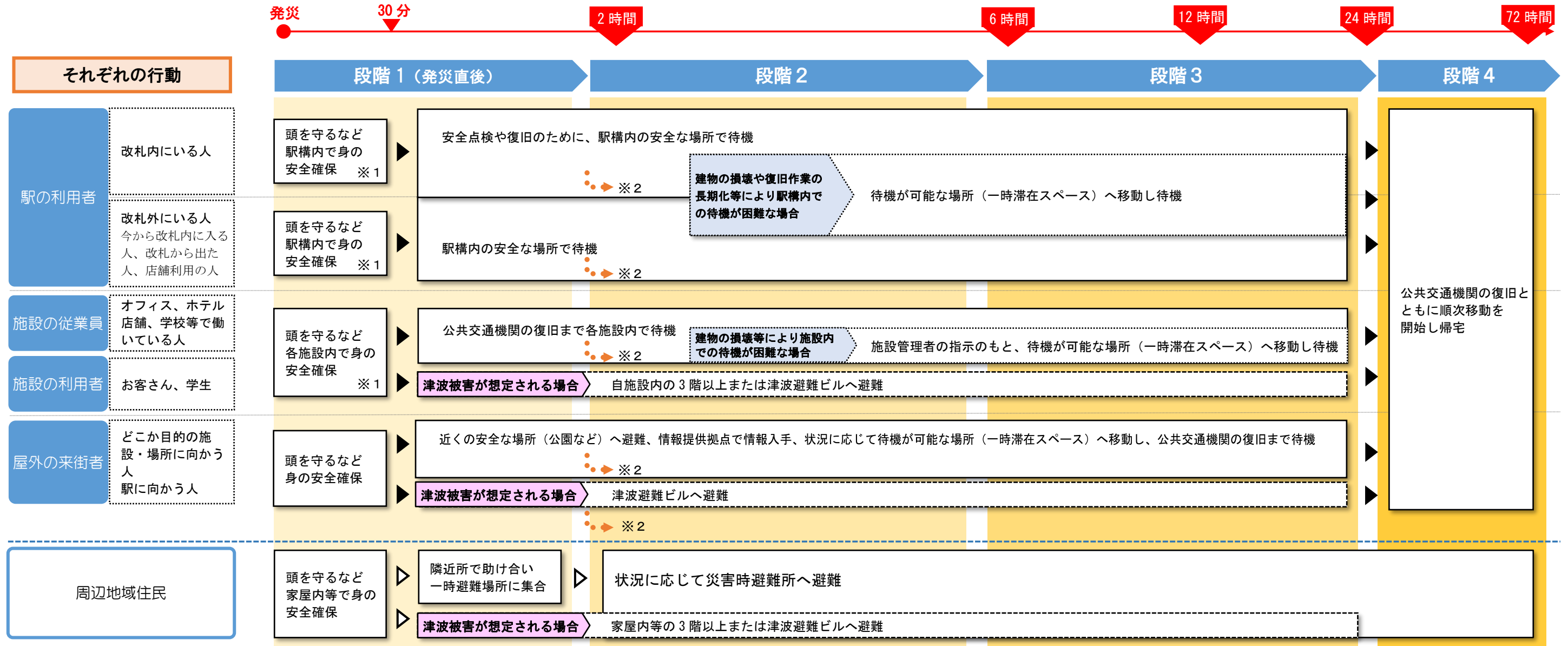


【使用データ】

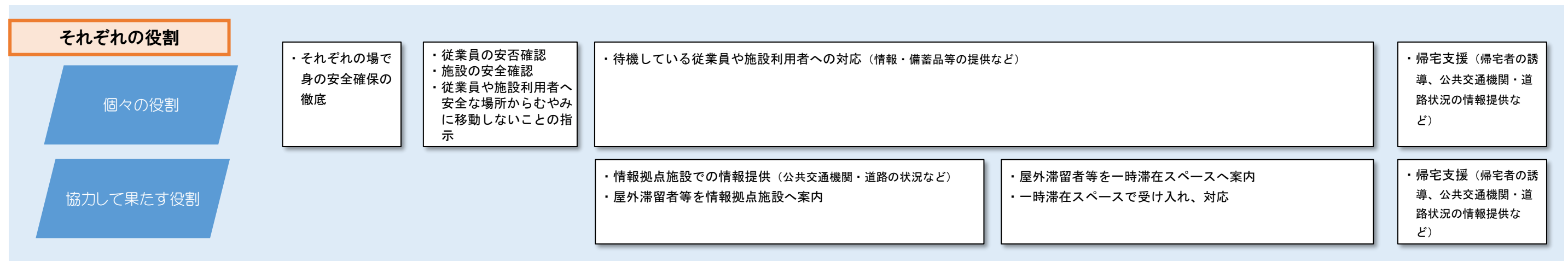
- 近畿圏パーソントリップ調査 (平成 22 年) /国土交通省
- 訪日外客数 (平成 29 年) /日本政府観光局
- 来阪外客数の推移 (平成 29 年) /大阪観光局
- 国勢調査 (平成 22 年、平成 27 年) /総務省
- 各駅の乗車人数 (平成 27 年) /大阪市
- 全国都市交通特性調査 (平成 27 年) /国土交通省
- 帰宅困難率: $(0.0218 \times \text{外出距離 km}) \times 100$ /内閣府

3 行動・役割の全体の流れ

地震が発生し、公共交通機関が運転を見合わせた場合のそれぞれの行動・役割の流れは、次のとおりです。



※1 建物内が危険になった場合は、周辺の安全な場所へ移動し待機 ※2 近隣にお住まいで、徒歩帰宅が可能な方は、周辺の状況に応じて帰宅



3-1 各場面における対応方針と必要な対策

発災後、一斉帰宅の発生による混乱を防ぐための、各場面における対応方針と必要な対策は、次のとおりです。

場 面	対応方針	必要な対策
1 ～ 2時間	段階1 [発災直後] 安全確保と一斉帰宅の抑制	・身の安全確保の徹底（呼びかけ） ・従業員、施設利用者の安否確認 ・施設の安全確認、安全確保 ・従業員、施設利用者が安全場所からむやみに移動しないことの指示（※建物内が危険になった場合、周辺の安全な場所へ移動し待機） ・津波被害が想定される場合、3階以上への避難
	段階2 安全な場所で待機	・自施設内でのとどまる場所の確保、備蓄品の提供等 ・情報収集と情報提供 ・情報提供拠点での情報提供
	段階3 屋外滞留者等を一時滞在スペースへ案内・誘導	・屋外滞留者等を待機が可能な場所（一時滞在スペース）へ案内・誘導 ・屋外滞留者等を待機が可能な場所（一時滞在スペース）で受け入れ、対応
	段階4 帰宅支援	・公共交通機関の運行の再開後、待機者が安全に帰宅できるよう情報提供
2 ～ 6時間		※「自助」が基本であることの意識付け ※安否確認の仕組みづくり ※事前の建物・室内の安全対策（耐震化や家具の転倒防止など） ※建物内が危険になる場合に備え、周辺の安全な場所・避難ルートの確認
6 ～ 12時間		※自施設内でのルールづくり、役割分担 ※備蓄品の準備 ※事前の情報提供拠点の確保 ※情報入手・提供手段の確保 ※情報提供拠点への案内・誘導のルールづくり
12 ～ 24時間		※事前の一時滞在スペースの確保 ※一時滞在スペースの情報入手・提供手段の確保 ※一時滞在スペースへの案内・誘導のルールづくり
(24 ～ 72時間程度)		※帰宅に関する情報入手・提供手段の確保 ※帰宅誘導のルールづくり

※感染症が発生している状況下においては、その対策へも配慮します。

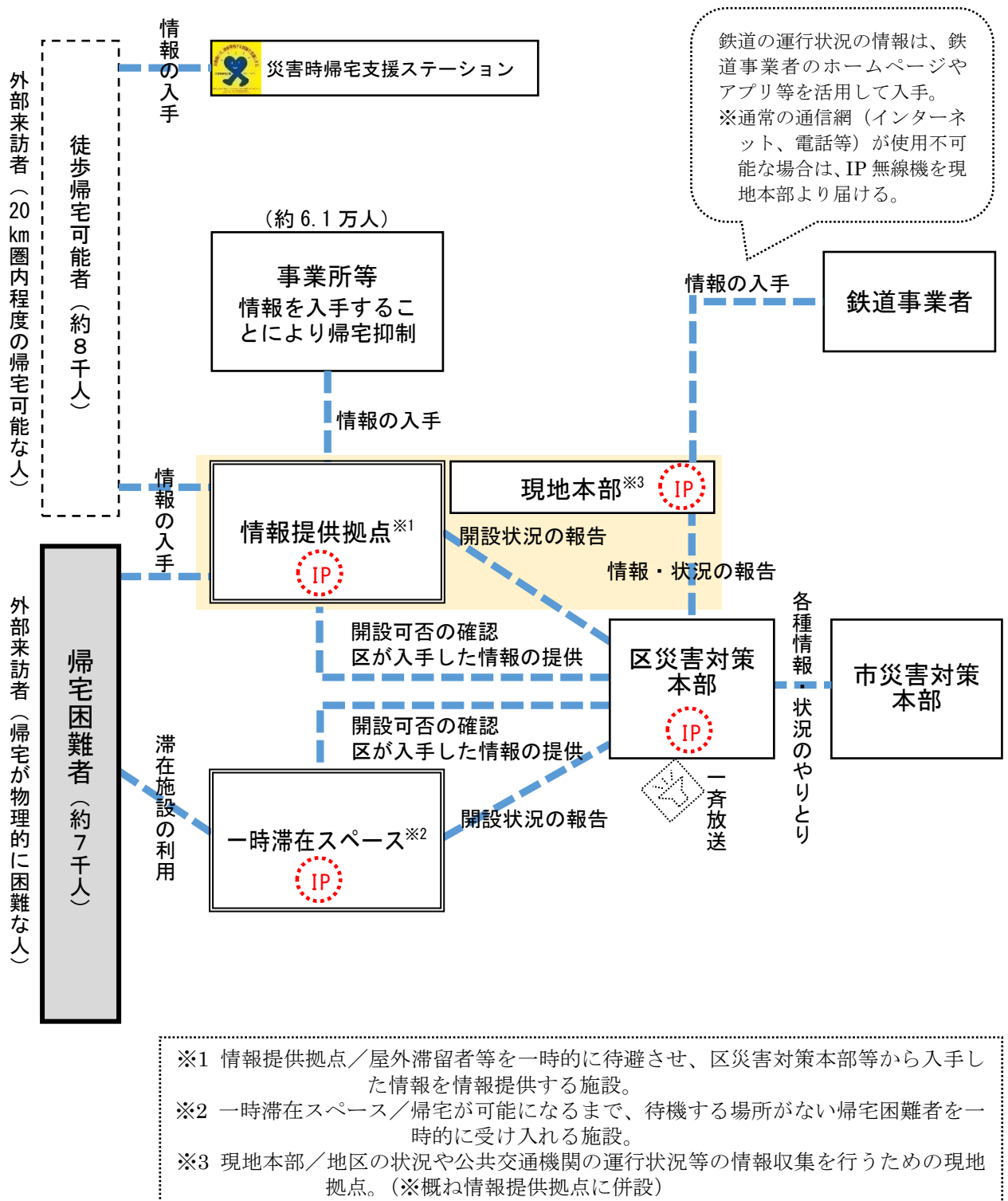
3-2 それぞれの役割

いざという時、各場面における対応を速やかに行えるようにするために、求められるそれぞれの役割は次のとおりです。

場 面		役 割					
		各事業所			協議会	行 政	
		情報提供拠点	一時滞在スペース	鉄道事業者			
平常時		- 各事業所の事業継続計画（BCP）の作成 - 帰宅困難者対策計画の共有 - 従業員等の安否確認方法の確立 - 施設の安全対策の推進 - 備蓄品の確保 - 一斉帰宅抑制の啓発	- 担当者の確保 - 情報提供場所、資機材の確保	- 担当者の確保 - 待機スペース、備蓄品、資機材の確保	- 鉄道事業各社で連携した訓練の実施 - 備蓄品、資機材の確保	- 帰宅困難者対策計画の充実・更新 - 帰宅困難者対策訓練の実施 - 一斉帰宅抑制の啓発	- 情報提供拠点、一時滞在スペースの協定締結の推進、運営物資の支援 - 情報提供拠点、一時滞在スペースマップの作成など周知の仕組みづくり
発災時	段階 1	- 従業員、施設利用者の安全確保 - 施設の安全確認 - 帰宅抑制	- 担当者の参集、役割の確認 - 資機材の確認 - 情報提供拠点の準備	- 担当者の参集、役割の確認 - 資機材の確認 - 一時滞在スペースの開設準備	鉄道の復旧対応		災害対策本部の立上げ
	段階 2	- 従業員、施設利用者へ備蓄品の提供 - 情報提供拠点から情報入手 - 従業員、施設利用者へ情報提供	- 公共交通機関の運行状況、道路の状況等の情報入手 - 入手した情報の掲示	一時滞在スペースの開設状況（受入の可否）を区役所へ連絡	市へ被災状況や運行状況等の連絡	屋外滞留者等を情報提供拠点へ案内	- 全体の被災状況等の把握、災害対応 - 行政機能の復旧対応 - 現地本部の立上げ - 情報提供拠点の開設依頼 - 情報提供拠点への情報提供 - 一時滞在スペースの開設依頼 - 一時滞在スペースの開設状況の集約
	段階 3		一時滞在スペースへの案内	- 帰宅困難者の受入れ - 備蓄品の提供 - 情報の提供		- 帰宅困難者を情報提供拠点へ案内 - 一時滞在スペースの運営支援	- 情報提供拠点で屋外滞留者等の割り振り - 一時滞在スペースへ案内
	段階 4	帰宅に関する情報提供など帰宅者への支援	- 帰宅に関する情報提供 - 閉鎖	- 帰宅に関する情報提供 - 閉鎖	- 運行の再開 - 運行状況等の広報	帰宅支援	- 帰宅支援 - 駅等への集中・混乱防止の支援

[情報支援の概念図]

地区内の帰宅困難者（屋外滞留者等）の発生状況や公共交通機関の運行再開の見通しが立たないことなどから、区災害対策本部が「情報提供拠点」「一時滞在スペース」の開設を判断した場合の情報支援の考え方は下図のとおりです。



～積極的に情報収集を行いましょう～

上記の情報支援のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等が使用できる場合は、各々で積極的に情報収集を行います。

4

段階ごとの対応と役割分担

4-1

段階1（発災直後～2時間）

ポイント

自身の安全な場所からむやみに移動しない

求められる対応

①自身の安全確保

- 発災直後は、安全な場所で頭を守るなど、被災者全員がそれぞれの場所で自身の安全を確保します。

②従業員・施設利用者の安全確保

- 揺れがおさまった後、事業所等は、従業員の安否確認および施設の安全確認を行います。
- 一般の施設利用者がいる施設においては、施設利用者の安否確認および安全確保を行います。

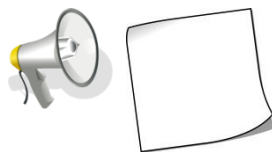
③一斉帰宅の抑制

- 事業所等は、それぞれの従業員または施設利用者が、安全な場所からむやみに動き出さない（一斉に帰宅をはじめない）ように呼びかけます。
（※建物内が危険になった場合は、周辺の安全な場所へ移動し、待機します。）

安全な場所からむやみに動き出さないことを伝える

【伝達方法】

- ◆（電気が使える場合）館内放送
- ◆拡声器
- ◆掲出
- ◆声かけ



（区対策本部は、防災スピーカーによる放送）

〈内容例〉

「一斉に動き出すと大変危険です。安全な場所からむやみに動き出さず、その場にとどまってください！」

※津波被害が想定される災害の場合、津波被害が想定されているエリア（新大阪駅南西部及び北西部の一部）においては、自施設内の3階以上または津波避難ビルへ避難します。

〈内容例〉

「津波浸水が予想されます。3階以上へ移動してください」
「津波避難ビルへ避難してください」 など

ポイント

公共交通機関の運行再開まで、それぞれで対応

求められる対応

①それぞれの場での待機への対応

- 事業所等は、従業員や施設利用者のそれぞれの場での待機への準備（自施設内でのとどまる場所の確保、備蓄品の提供など）を行い、被災者全員がその場で待機するようにします。

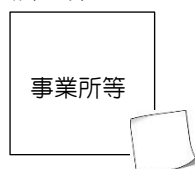
②情報が得られ、一時的に待避できる場所（情報提供拠点）の開設・案内

- 事業所等は、屋外滞留者等が駅に近づくのを防ぐために、情報が得られ、一時的に待避できる場所（情報提供拠点）への案内に協力します。

情報提供拠点を開設・案内する

[開設・案内の流れ]

- ① 区災害対策本部 より 情報提供拠点 へ開設を依頼します。
- ② 依頼を受けた 情報提供拠点 は、開設の可否について 区災害対策本部 へ連絡し、「情報提供拠点 開設・運営ツール」を用いて開設の準備（サインの設置、ホワイトボードの設置など）を行います。
- ③ 事業所等 は、自施設の外に情報提供拠点を案内する掲示物（マップ等）を設置するなどし、屋外滞留者等を 情報提供拠点 へ案内します。

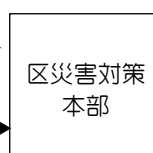
③ 情報提供拠点
場所の案内

屋外滞留者等

移動

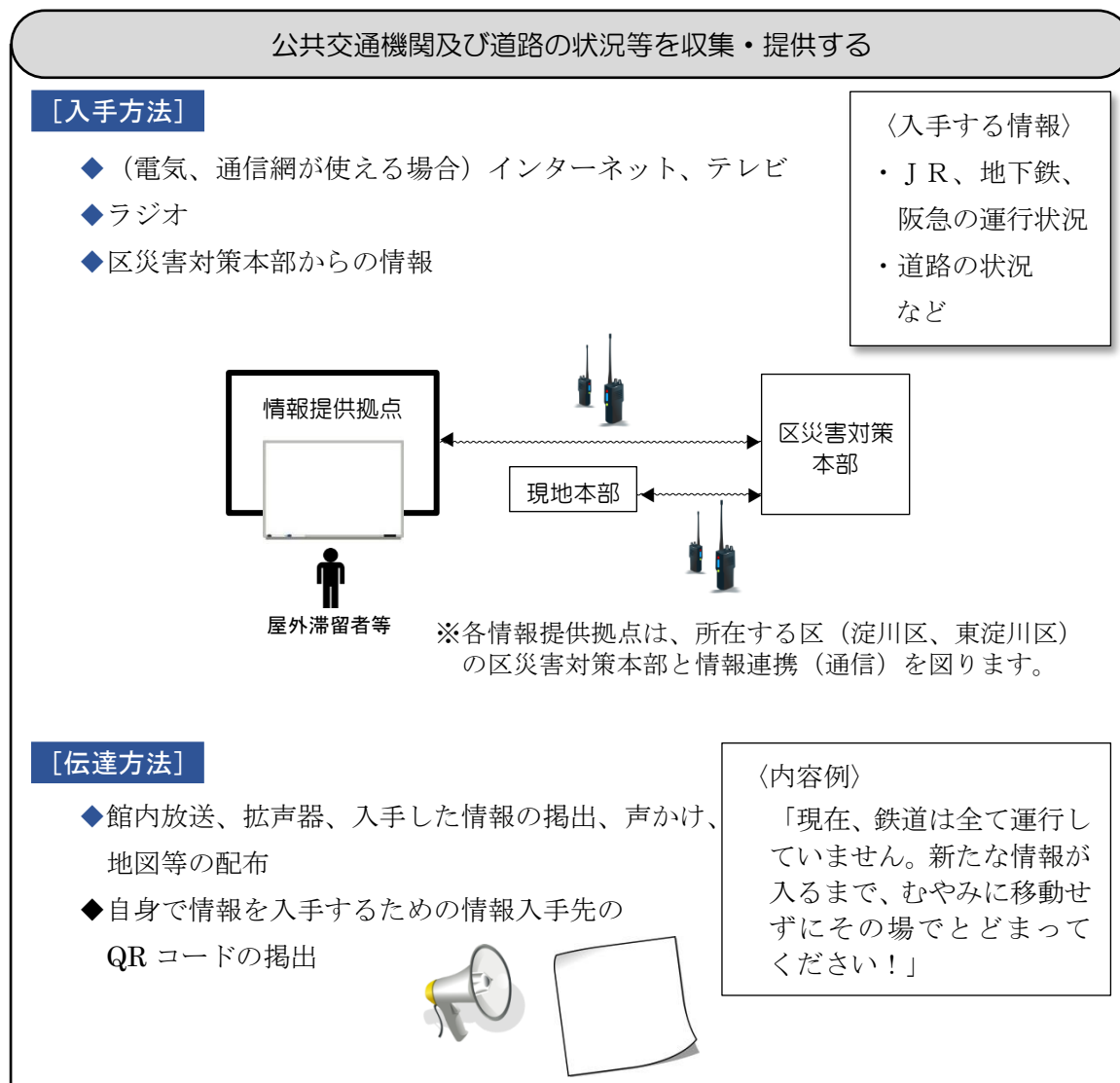
① 情報提供拠点
の開設依頼

② 開設の連絡



③情報収集と情報提供

- 情報提供拠点は、区災害対策本部から公共交通機関及び周辺道路の状況等の情報を入手し、待避する屋外滞留者等へ情報を提供します。



- 事業所等は、建物の損壊等により自施設内での待機が困難になっている場合、近くの待避が可能な場所へ移動・誘導するための準備（待避が可能な場所の情報収集、移動ルートの検討など）を行います。

※各事業所等での対応が基本です。そのために日ごろから備えましょう。（P26～27 参照）

※各事業所等で自施設内の待機者（従業員、施設利用者等）へ提供する情報についても、情報提供拠点で提供される情報を活用します。あわせて、周辺の屋外滞留者等向けに情報を掲示するなど協力しましょう。

～積極的に情報収集を行いましょう～

テレビ、ラジオ、インターネット等が使用できる場合は、各々で積極的に情報収集を行います。

◆情報収集先一覧（例）

おおさか防災ネット(大阪市) <http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>

おおさか防災ネット 大阪市



防災情報	避難情報	公共交通	道路交通	安否確認					
特別警報 警報 注意報	警戒レベル4 (全員避難) 警戒レベル3 (高齢者等避難)	運行状況	交通規制	音声	文字				
				災害用 伝言ダイヤル (171)	災害用伝言版				災害用 伝言版 (web171)
気象庁	大阪市	各社	日本道路交通 情報センター	NTT 西日本	NTT ドコモ	au	ソフトバンク モバイル	ワイ モバイル	NTT 西日本
		情報収集先 一覧 (下記参照)							

※ 災害状況により上記ホームページが利用できない場合がある。
 テレビ、ラジオ、防災スピーカー、広報車などからの情報や、その他の連絡手段（無線・衛星電話等）で確認する。

■公共交通機関■

	JR 東海	JR 西日本	阪急電鉄	京阪電車	阪神電車	近鉄電車	南海電車
鉄道 							
	水間鉄道	大阪 モノレール	能勢電鉄	泉北高速 鉄道	阪堺電車	Osaka Metro	北大阪急行 電鉄
							

ポイント

屋外滞留者等への対応

求められる対応

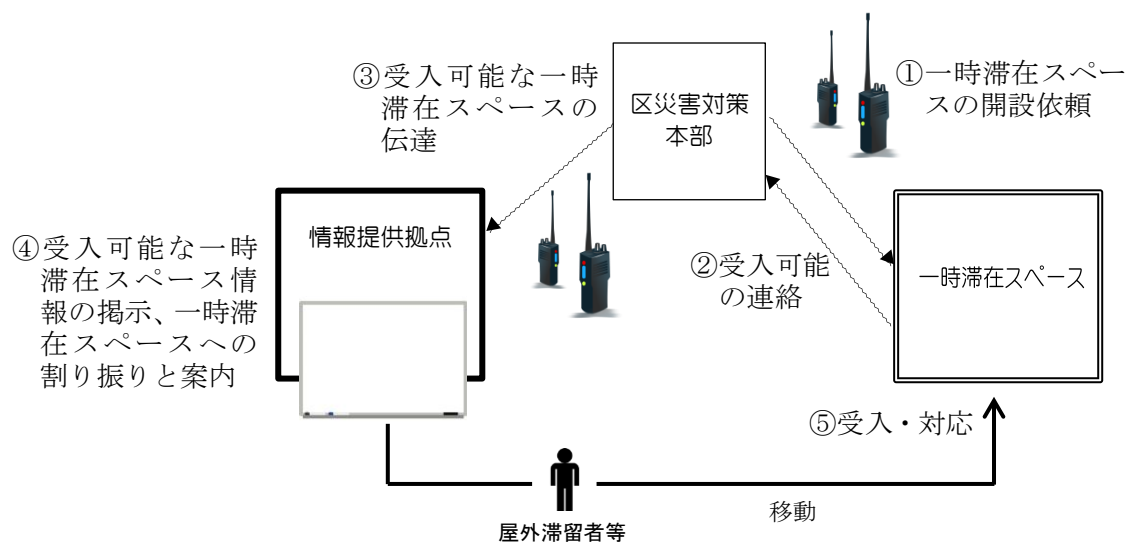
①一時的に滞在が可能な場所（一時滞在スペース）の開設・案内

- 情報提供拠点では、公共交通機関の運行再開が見込めず、一時滞在スペースの開設が判断された場合、情報提供拠点では、待避している屋外滞留者等を、区役所職員等の協力のもと一時滞在スペースへ割り振り、案内します。

一時滞在スペースを案内する

[開設・案内の流れ]

- ① 区災害対策本部 より 一時滞在スペース へ開設を依頼※します。
※連絡に用いる IP 無線機は、現地本部より発災時に届けられます。
- ② 依頼を受けた 一時滞在スペース は、受け入れの可否について 区災害対策本部 へ連絡し、開設の準備（サインの設置、待機スペースの確保、備蓄物資の配付準備など）を行います。
- ③ 区災害対策本部 は、受入可能な一時滞在スペースを集約し、情報提供拠点 へ伝達します。
- ④ 区災害対策本部 からの伝達を受け、情報提供拠点は、受入可能な一時滞在スペースの情報を掲示するとともに、区役所職員等の協力のもと一時滞在スペースへ割り振り



②一時滞在スペースでの受け入れ・対応

- 一時滞在スペースは、屋外滞留者等を一時的に受け入れ、情報提供、備蓄物資の提供などの対応を行います。

屋外滞留者等を受け入れ、対応する

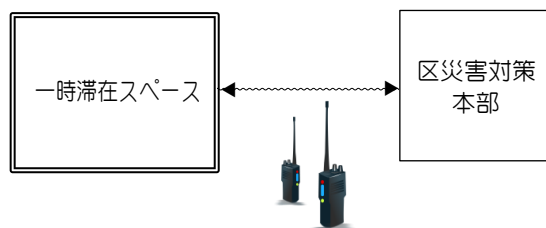
[対応内容]

- ◆一時的な滞在スペースの提供（会議室、ホールなど）
- ◆名簿の作成
- ◆正確な情報の入手・提供（公共交通機関の運行状況、道路の状況など）
- ◆物資の提供（水・食料、毛布など）
- ◆トイレの提供

[情報の入手方法]

- ◆（電気、通信網が使える場合）インターネット、テレビ
- ◆ラジオ
- ◆区災害対策本部からの情報

〈入手する情報〉
・ J R、地下鉄、
 阪急の運行状況
・ 道路の状況
 など



※各一時滞在スペースは、所在する区（淀川区、東淀川区）の区災害対策本部と情報連携（通信）を図ります。

[情報の伝達方法]

- ◆館内放送、拡声器、入手した情報の掲出、声かけ
- ◆自身で情報を入手するための情報入手先の QR コードの掲出



4-4 段階4（24 時間～72 時間）

ポイント

公共交通機関の運行の再開後、無事に帰す

求められる対応

①帰宅支援

- 事業所等及び一時滞在スペースは、公共交通機関の運行再開の情報を入手した後、待機者が安全に帰宅できるように、帰宅に関する情報提供などの支援を行います。

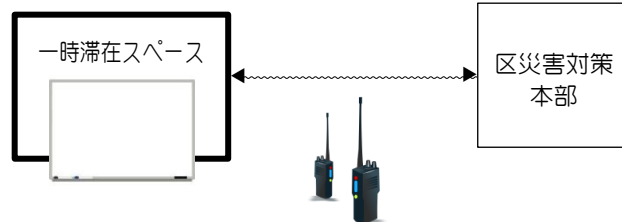
公共交通機関の運行再開情報を入手する

[入手方法]

- ◆（電気、通信網が使える場合）インターネット、テレビ
- ◆ラジオ
- ◆区災害対策本部からの情報

〈入手する情報〉

- ・J R、地下鉄、
阪急の運行再開
状況
- ・道路の状況
など



[伝達方法]

- ◆館内放送、拡声器、入手した情報の掲出、声かけ
- ◆自身で情報を入手するための情報入手先の
QR コードの掲出



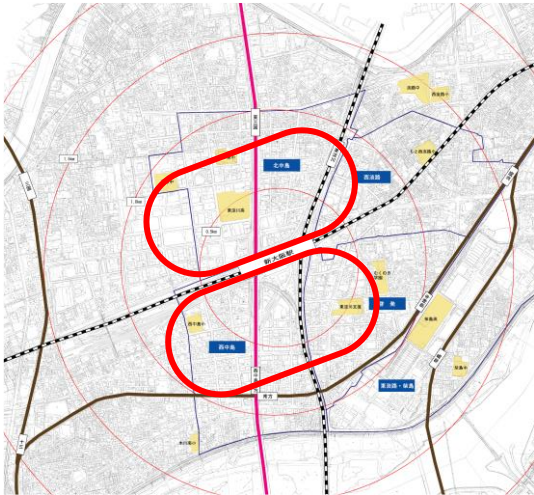
※各事業所等で自施設内の待機者（従業員、施設利用者等）へ提供する情報についても、一時滞在スペース等で提供される情報を活用します。あわせて、周辺に向けて情報を掲示するなど協力しましょう。

5 平常時からの取組について

5-1 情報提供拠点の確保

情報提供拠点（P13～14 参照）は、一時的に待避する屋外滞留者等に対して入手した情報を提供する地区内の施設であり、対応は一晩程度を想定します。

①情報提供拠点の対象と場所

対 象	地区内の安全な屋外空間 (例) 公開空地、ピロティ、エントランス広場など
場 所	・ 下図の 2 つのブロックごとに、駅へ向かうのを留められる箇所（最低 1 箇所）に設置 

②協定の締結

情報提供拠点の指定に当たっては、必要な協議を行い、各施設管理者と大阪市との間で、運営等に関する協定を締結するものとします。

5-2 一時滞在スペースの確保

一時滞在スペース（P16～18 参照）は、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を、一時的に受け入れる地区内の施設であり、対応は最大 3 日間程度を想定します。

①一時滞在スペースの対象と必要面積

対 象	地区内の耐震化されている建物（1981 年以降）の屋内空間 （例）エントランス空間、多目的ホール、宴会場、会議室、食堂、教室など
必要面積	・発生が想定される徒歩帰宅不可能者数／約 7,000 人（P6 参照） ・一人当たりの必要面積／1.6 m ² ・必要となる一時滞在スペースの総面積／約 11,200 m ²

②協定の締結

一時滞在スペースの指定に当たっては、必要な協議を行い、各施設管理者と大阪市との間で、運営等に関する協定を締結するものとします。

③一時滞在スペースの確保の考え方

一時滞在スペースについては、大阪市や大阪府などが所有・管理する施設や地区内の事業所などに協力を求め、約 7,000 人のスペースの確保を進めます。現状は、新大阪駅周辺地区エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）別冊のとおりです。

④一時滞在スペースに必要な耐震化

一時滞在スペースとして協定を締結する民間施設は、新耐震基準施行以降（1981 年以降）に建設されたもの及び新耐震基準施行以前のものであっても耐震補強がされているものとするため、耐震改修を必要とする建築物の現在数及び改修の目標値はともに 0 です。

5-3 備蓄品と保管場所の確保

一時滞在スペースをはじめ地区内施設において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者（想定約 7,000 人）向けの備蓄品とその保管場所の確保を進めます。

①備蓄品の必要量と保管場所の必要床面積

備蓄品目	・飲料水（例／ペットボトル） ・食料（例／アルファ化米）	12.6 万本（500ml） 6.3 万食
保管場所 総面積	約 80 ㎡（2m 程度積んだ場合）	

②協定の締結

備蓄品の保管場所の指定に当たっては、必要な協議を行い、各施設管理者と大阪市との間で、倉庫の設置、管理等に関する協定を締結するものとします。

③保管場所の確保の考え方

備蓄品の保管場所については、大阪市や大阪府などが所有・管理する施設や地区内の事業所などに協力を求め、必要となる床面積について確保を進めます。現状は、新大阪駅周辺地区エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）別冊のとおりです。

5-4 協議会の平常時の取組（ソフト事業）

その① 帰宅困難者対策訓練の実施

災害時を想定した各事業所、公共交通機関等の対応とあわせた訓練

- * 待機案内及び安全な場所への誘導訓練
- * 情報収集・提供訓練
- * 帰宅支援訓練



その② 帰宅困難者対策（当計画）の啓発・協力者拡充・各事業所の対策促進

啓発の取組例

- * 各事業所等での一斉帰宅の抑制
や備蓄など対策促進の啓発
- * 学習会の開催
- * 防災ニュースの発行



その③ 計画に基づいた個別マニュアル等の作成

- * 情報提供拠点、一時滞在スペースの運営マニュアル（ひな形）の作成
- * 「段階ごとの対応と役割分担」（P12～18 参照）に基づいた、個別行動シートの作成

情報提供拠点の行動シート

事前

- 事前
- ☐ 情報を掲示する場所を決めておきます。 → （図参照）
 - ☐ 必要な資機材の保管場所を決めておきます。（資機材一覧参照）（図参照）
 - ☐ 役割分担を決めておきます。
 - ☐

災害時

- 直後
- ☐ 自身の身の安全確保
 - ☐ 従業員、施設利用者の安全確保
 - ☐ （ ）一斉帰宅の抑制の呼びかけ
 - ☐ （ ）施設の安全確認
- 2時間
～
- ☐ 担当者 は へ行き、資機材の準備
 - ☐ 区災害対策本部からの情報提供拠点の開設依頼により、「情報提供拠点」を示すのぼりを掲揚
 - ※緊急な対応が必要な場合、自主的な判断で開設する場合があります。
 - ☐ 資機材や通信機器を準備します。
 - ☐ 担当者 は区災害対策本部へ開設を報告し、情報を入手します。
 - ☐ 入手した情報を記入し、掲示板にはりつけます。
 - ☐ ごとに情報を確認し、掲示板に掲出します。
 - ※情報が変わっていなくても、定期的に情報提供します。
 - 〈提供する情報〉
 - ・ 災害情報
 - ・ 交通機関の状況、道路の状況
 - ・
 - ☐ 周辺施設への情報提供の場ともなり、想定していないことが起こった場合など、連携して情報提供します。
- 6時間
～
- ☐ 一時滞在スペースを開設する状況になった場合、区災害対策本部との確認により、開設した一時滞在スペースの所在地などを地図に示して、掲示板に掲出し、随時、情報を追加します。

一時滞在スペースの行動シート

事前

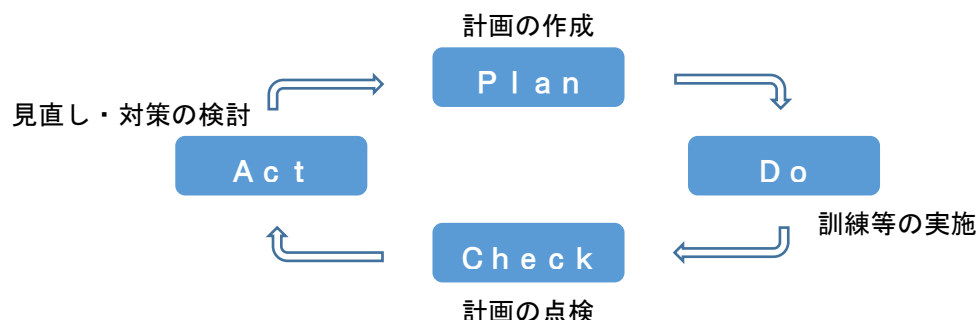
- 事前
- ☐ 帰宅困難者を受け入れる場所を決めておきます。→ （図参照）
 - ☐ 必要な資機材の保管場所を決めておきます。（資機材一覧参照）（図参照）
 - ☐ 役割分担を決めておきます。
 - ☐

災害時

- 直後
- ☐ 自身の身の安全確保
 - ☐ 従業員、施設利用者の安全確保
 - ☐ （ ）一斉帰宅の抑制の呼びかけ
 - ☐ （ ）施設の安全確認
- 6 時間
～
- ☐ 担当者 は へ行き、資機材の準備
 - ☐ 区災害対策本部からの一時滞在スペースの開設依頼により、「一時滞在スペース」を示すのぼりを掲揚
 - ※緊急な対応が必要な場合、自主的な判断で開設する場合もあります。
 - ☐ 資機材や通信機器を準備します。
 - ☐ 担当者 は区災害対策本部へ開設を報告します。
 - ☐ 担当者 は帰宅困難者の受け入れにあたって受付を行い、滞在の注意事項を伝えます。
 - ☐ 担当者 は滞在場所を指示し、物資の提供等に対応します。
 - 〈提供する物資〉
 - ・ 飲料水
 - ・ 食料
 - ☐ 担当者 は区災害対策本部へ帰宅困難者の受入状況を報告します。
 - ☐ 区災害対策本部から入手した情報を記入し、掲示板に掲出します。
 - ※情報が変わっていても、定期的に情報提供します。
 - 〈提供する情報〉
 - ・ 災害情報
 - ・ 交通機関の状況、道路の状況
 - ・
- (24 時間
～
72 時間)
- ☐ 区災害対策本部から公共交通機関の運行再開の情報を受けて、帰宅困難者へ帰宅の案内をします。

その④ 帰宅困難者対策（当計画）の更新

訓練等を通じた当計画の充実、更新（P D C Aサイクルによる見直し）



■協議会の活動計画（イメージ）

	検討・協議	訓練	周知活動
2019 ～ 2023 年度 (実績)	○情報提供拠点、一時滞在スペースの確保 ○各運営マニュアルの作成 ○訓練を通じた計画等の見直し ○情報提供拠点開設運営ツールの作成	○情報共有・伝達訓練 ※情報提供拠点（候補も含む）で実地訓練 ○一時滞在スペースにおける帰宅困難者の受け入れ訓練 ○情報共有・伝達から一時滞在スペースにおける帰宅困難者の受け入れまでの総合訓練	○エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）の周知 ○自助の備え（備蓄、従業員等の安否確認対策、施設の安全対策、BCP作成、一斉帰宅抑制など）の周知
2024 年度	○情報提供拠点、一時滞在スペースの拡充 ○一時滞在スペース開設運営ツールの作成 ○訓練を通じた計画（運営マニュアル含む）及び情報提供拠点開設運営ツールの見直し	○開設・運営ツールを活用した一時滞在スペースにおける帰宅困難者の受け入れ訓練	○事業所への一斉帰宅抑制の啓発の強化 ○事業所として帰宅困難者対策を促進するためのガイドライン等の作成・周知
2025 年度		○実地訓練にエリア内の災害時避難所と帰宅困難者対策の連携を想定した訓練（地域内の自主防災組織の行動も想定した訓練）	
2026 年度		○帰宅困難者の情報提供拠点への誘導からの実地訓練	
2027 年度		○帰宅困難者の情報提供拠点への誘導から一時滞在スペースにおける受け入れまでの総合訓練	

災害時の対応に備えて、各事業所において、平常時から次の対応を進めましょう。

★本計画に基づく各事業所等の災害時の対応★

- 従業員、施設利用者の安全確保、施設の安全確認
- 帰宅抑制、施設内待機
 - ※施設内での待機が困難な場合、近くの待機が可能な場所への移動
- 従業員、施設利用者への備蓄品の提供
- 情報提供拠点、一時滞在スペース等から情報入手、従業員、施設利用者への情報提供
- 帰宅支援

平常時の対応チェック表

- ☐ 災害発生時の従業員・施設利用者への施設内待機にかかる対応マニュアル作成
- ☐ 対応マニュアルの従業員・施設利用者への啓発、テナント等への啓発
- ☐ 施設内待機に備えた備蓄
- ☐ 施設の耐震化や安全対策
- ☐ 災害発生時の安否確認手段
- ☐ 災害情報や交通機関の情報、「新大阪駅周辺地区エリア防災計画（帰宅困難者対策計画）」による情報収集・提供等の手段の確認
- ☐ 年1回以上の訓練等による手順の確認
- ☐ 情報提供拠点、一時滞在スペース等への協力

✓チェック① 施設内待機にかかる対応マニュアルをつくろう！

各事業所の防災計画等に「事業継続計画（BCP）」などとともに位置づけ、施設内待機に備え、共に助け合うための対応マニュアルを作成しましょう。

また、帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定、発災の時間帯（出社前、帰宅前、夜間など）ごとの対応を検討しておくことも大切です。（例えば、出社前の時間帯に発災した場合の出社抑制・対応体制など）

✓チェック② 対応マニュアルを従業員等に啓発しよう！

災害が発生した際、対応マニュアルで計画したことを基本に行動し、お互いに「命を守る」ことができるように、日ごろから啓発しましょう。

✓チェック③ 施設内待機に備えて備蓄しておこう！

施設内での待機に備えて、情報を伝えたり、やりとりをするための放送設備や拡声器、トランシーバー等の資機材、また応急手当用品、毛布等、そして水、食料などを事前に用意しておきましょう。

- ・備蓄品の保管場所の分散や従業員への配布を検討しましょう。
- ・備蓄量の目安は3日分としますが、3日以上での備蓄についても検討しましょう。
- ・外部の帰宅困難者のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄しましょう。

✓チェック④ 施設の耐震化や安全対策に取り組もう！

施設内で安全にとどまることができるようにするために、建物の耐震性能の向上が必要です。日ごろから建物や施設の耐震化・安全点検をしておきましょう。

また、家具類の転倒・落下・移動防止やガラスの飛散防止、停電時の備えをしておきましょう。あわせて、建物が危険になる場合の周辺の安全な場所や避難ルートの確認もしておきましょう。

✓チェック⑤ 災害発生時の従業員等への安否確認手段を確立、確認しておこう！

災害が発生した際、従業員や施設利用者、またそれぞれの家族等との安否確認について連絡手段を事前に確立、確認しておきましょう。

✓チェック⑥ 各情報を収集する方法を確保しておこう！

災害時には、正しい情報に基づいた行動が重要となります。各自で正しい情報を入手する方法を確保しておくとともに、当計画に基づいた連携方法などによる情報収集・提供についても準備しておきましょう。

✓チェック⑦ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認に取り組もう！

災害時の対応に備えて、訓練等の実施により、自助の対策を推進するとともに、定期的に手順を確認し、必要に応じて計画等の更新を図りましょう。

[訓練の参考]

◆帰宅困難者支援施設運営ゲーム（KUG）「大阪市 各事業所実施版」の実施

災害時に想定される様々な課題への対応について検討し、気づきを得るための図上訓練。

⇒<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000563077.html#8>

✓チェック⑧ 情報提供拠点、一時滞在スペース等へ協力しよう！

本計画の推進にあたって、一時滞在スペース等としての自施設の活用や、周辺の情報提供拠点や一時滞在スペース等での対応へ協力しましょう。

参 考

(敬称略・50音順)

協議会会員		
1	一般財団法人 住友生命福祉文化財団	淀川区
2	大阪市高速電気軌道株式会社	—
3	大阪市立青少年センター	東淀川区
4	大阪市立東淀川体育館	東淀川区
5	大阪府立東淀川高等学校	淀川区
6	大阪保健福祉専門学校	淀川区
7	株式会社アディックス	淀川区
8	株式会社エービーケーエスエス	東淀川区
9	株式会社キリン堂	淀川区
10	株式会社グローセル	淀川区
11	株式会社交建設計 大阪事務所	淀川区
12	株式会社中外	淀川区
13	株式会社P F U	淀川区
14	株式会社ライフコーポレーション	淀川区
15	北中島地域活動協議会	淀川区
16	啓発地域活動協議会	東淀川区
17	シーアンドエス株式会社	淀川区
18	新大阪サニーストンホテル	淀川区
19	中央復建コンサルタンツ株式会社	東淀川区
20	東海旅客鉄道株式会社 関西支社	—
21	西中島地域活動協議会	淀川区
22	西日本電気テック株式会社	淀川区
23	西日本旅客鉄道株式会社	—
24	日本国土開発株式会社 西日本支社	淀川区
25	日本私立学校振興・共済事業団大阪会館 大阪ガーデンパレス	淀川区
26	阪急電鉄株式会社	—
27	ワシントンホテル株式会社	淀川区

(※上記会員 27 以外に非公表会員 2、会員合計 29)

令和 6 年 3 月現在

新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会 会則

（目的）

第一条 新大阪駅周辺地区において、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援体制の構築を図ることを目的に、災害対策基本法第7条（住民等の責務）及び大阪市防災・減災条例第25条（帰宅困難者対策）第6項で定める大阪市及び他の事業者、地域住民、鉄道事業者等との連携及び協力に努めるため、新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第二条 協議会は、新大阪駅周辺に所在する事業所等で構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名以上を置く。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がこの任にあたる。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 6 顧問等は協議会で選任する。

（活動内容）

第三条 協議会の活動内容は、次のとおりとする。

（1） 平常時の活動

- ① 従業員・顧客等の安全確保、混乱防止対策を検討すること。
- ② 帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ること。
- ③ 水・食料の備蓄計画を検討すること。
- ④ 被害情報や道路交通情報の入手手段確保の計画を策定し、従業員等に周知すること。
- ⑤ 帰宅困難者対策訓練を実施すること。
- ⑥ 帰宅困難者対策として、協議会が必要と認める事項について調査、研究を行い、または実施すること。
- ⑦ 協議会の運営に関する事項を協議すること。

(2) 災害時の協力

- ① 自社の応急対応等の防災計画に基づく活動およびBCPの実施。
- ② 顧客等のパニック防止等、顧客の安全確保。
- ③ 被害情報や道路交通情報の入手・周知を行うこと。
- ④ 協議会にあらかじめ定めている活動の実施。

(分科会)

第四条 特定の課題について検討を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成及び運営に必要な事項は、協議会にて定める。

(組織)

第五条 協議会の事務は、大阪市淀川区役所及び東淀川区役所が処理する。

(協議会)

第六条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 協議会は、会長が議長となる。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4 会則、事業計画等の事項は協議会で議決する。

(任期)

第七条 会員の任期は定めないこととし、協議会への入退会は、事務局へ申請の上、随時 行うことができる。

- 2 互選された会長及び副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(その他の事項)

第八条 本会則に定めのない事項については、その都度協議会で協議する。

附則

本会則は平成29年7月27日から施行する。

